

## こんな相談がありました No.54 知らない間に子どもがオンラインゲームで 高額課金！！

Q

クレジットカード利用明細に身に覚えのない数十万円の請求があった。最初は不正利用だと思い、調べていたところ、新型コロナウイルス感染症対策で小学校が休校になり、在宅時間が増えた子どもがオンラインゲームで課金をしていることがわかった。

今まで、課金はプリペイドカードで行っていたのでこのようなトラブルになると思わなかった。



A

未成年者が親権者等（法定代理人）の同意を得ずに行った契約は、原則として取り消す事ができます。しかし、オンラインゲームでは未成年者が利用したという事実関係の証明が困難です。

子どもが親名義のクレジットカードを無断で使用した場合は、クレジットカード会員規約により、親はカード名義人として利用代金の請求を受けます。既に子どもが遊んだ後なので、未成年者取消や返金に応じてもらえるとは限りません。まずは、正直に請求元に子どもがいつ何をいくら購入し取り消しをお願いしたいと相談するよう伝えました。



☆お金が目に見えない方法での購入は、お金を使った感覚がなくなりがちです。

☆親子でオンラインゲームについて話し合い、ゲームごとの無料か有料かの料金体系、課金の仕組みについて確認し、「月々の課金上限設定」や「課金制限機能」（ペアレンタルコントロール）を活用しましょう。

※民法改正で 2022 年 4 月 1 日以降は成年年齢が 18 歳に引き下げられます。

**消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》**

旭市消費生活センター 旭市二の5127（旭市青年の家1階）

月曜日～金曜日（平日）午前9時～午後4時 直通電話 0479-62-8019